

## 久喜市健康福祉推進委員会について

### 1 久喜市健康福祉推進委員会とは

久喜市健康福祉推進委員会は、久喜市総合福祉条例による健康福祉施策の推進を図るため、地方自治法の規定に基づき設置された久喜市の附属機関

#### 【活動内容】

- ①市長の諮問に応じ、総合計画（注：地域福祉計画・地域福祉活動計画）に関する事項について調査審議すること
- ②健康福祉施策の推進に係る事項について調査し、市長に必要な意見を述べること

### 2 委員の任期

令和4年11月1日から令和6年10月31日まで（2年間）

### 3 委員報酬

6,000円/日

※所得税額を除いた額をご指定の口座に振り込ませていただきます。

### 4 委員の構成

10名で構成

（内訳：公募による市民3名、学識経験者7名）

## 【参考】

### 久喜市総合福祉条例（抜粋）

平成 22 年 3 月 23 日  
条例第 110 号

#### （総合計画の策定）

第 9 条 市長は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条に規定する市町村地域福祉計画を基本に、市の健康福祉施策の推進に関する総合計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。

2 総合計画は、高齢者、障がい者、児童等に関する個別計画との整合性を図りながら、福祉、保健、医療及び市民の生活関連分野(雇用、環境、交通、まちづくり、住宅等)との相互の連携のもとに策定するものとする。

3 総合計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 健康福祉施策の基本方針及び基本計画
- (2) 施策の体系、数値目標その他の健康福祉施策実現のための方策
- (3) その他健康福祉施策に関し重要な事項

#### （総合計画の策定手続）

第 10 条 市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、総合計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第 35 条 に規定する久喜市健康福祉推進委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前 3 項の規定は、総合計画の見直しについても準用する。

#### （健康福祉推進委員会）

第 35 条 この条例による健康福祉施策の推進を図るため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、久喜市健康福祉推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を掌る。

- (1) 市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議すること。
- (2) 健康福祉施策の推進に係る事項について調査し、市長に必要な意見を述べること。

3 推進委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

4 委員は、公募による市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前項までに定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

# 久喜市健康福祉推進委員会規則

平成 22 年 3 月 23 日  
規則第 71 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、久喜市総合福祉条例(平成 22 年久喜市条例第 110 号。以下「条例」という。)第 35 条第 6 項の規定に基づき、久喜市健康福祉推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会長及び副会長)

第 2 条 委員会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

## (会議)

第 3 条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、第 1 回目の会議は市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

## (その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

## 社会福祉法（抜粋）

昭和 26 年 3 月 29 日

法律第 45 号

施行日：令和 3 年 4 月 1 日

### （地域福祉の推進）

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

### （市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

### （市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内に

おける地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業